

第5回福島地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成17年3月9日(水)午後1時30分から午後4時まで
(午後1時30分から刑事裁判の傍聴を行い、委員会は午後2時30分に開始した。)

第2 開催場所

福島地方裁判所会議室(4階)

第3 出席者

(委員)

金平祖隆, 杉垣公基, 高瀬雅男, 高橋一郎, 田口信太郎, 芳賀 裕, 平谷正弘(委員長), 山口哲子, 吉田 徹(五十音順, 敬称略)

(説明者)

大澤刑事部総括判事, 大内事務局長, 大中民事首席書記官, 佐久山刑事首席書記官, 久保田事務局次長, 中脇総務課長

(庶務)

降矢総務課庶務係長

第4 議事等

1 開会(平谷委員長)

2 委員の交代

- ・ 委員長から、片岡正彦委員及び齋藤 登委員の辞任に伴い、1月1日付けで高橋一郎委員が、2月1日付けで八巻完二委員が、それぞれ選任された旨説明
- ・ 高橋一郎委員自己紹介(八巻完二委員は欠席)

3

議事

- ・ 大澤刑事部総括判事が裁判員裁判の制度を説明
 - 刑事裁判の傍聴の感想等及び議題(裁判員制度の広報について)についての意見交換等(●=委員長, ○=委員, ◎=説明者)
 - 久しぶりに傍聴したが、起訴状が横書きになっていたりして、世の中は変わったと思った。
 - 裁判文書は現在は原則A4判横書きになっている。
 - 裁判についての若干の知識はあるが、分かりやすかったし、よく分かった。
 - 2回目の傍聴であったが、弁護士などの声が聞きづらかった。あの音声では不十分なので、きちんと傍聴人まで音声伝えられるような配慮が必要である。
 - 今回の裁判について、裁判員裁判を行うとした場合、裁判員はどのあたりの部分で入って議論するものなのか伺いたい。
 - 本日の事件は争いがなく、量刑が論点であったと思うが、争いがあって複雑な場合、どのように議論していくのだろうかと思った。
 - 検察官も法律用語の説明や図面等を分かりやすく説明しており、ことばで分かってもらおうとしていることが伝わった。裁判員裁判ならば、ビジュアルなどを利用して説明するのではないかと考えながら傍聴していた。
 - 今回は、出来る限り書面に頼らないことを目指して、冒頭陳述メモ、論告メモなどを提出し、それに基づいて口頭で分かりやすく説明する試みを行った。担当検察官が、その準備をしていたので分かりやすかったと思う。今後は、誰が聞いても分かるように工夫していかなければならないし、自白事件で証拠も多くなく、争いのない事件が多いが、そういった事件を限られた時間内で審理する必要がある。裁判員裁判では、できる限り分かりやすく、工夫を凝らしていかなければならないが、改善すべきところは改善していきたい。

- 弁護人は、被告人に丁寧に質問していたし、励ましていた。
- 裁判員裁判の場合、争いのない事件でも裁判員は証拠を読むことになるのか。
- 争いがある場合は、証人等を調べることになり、争いがない場合は書面による証拠調べが原則であるが、裁判員裁判で争いがない場合、書面だけになるのかどうかは検討課題である。
- ◎ 裁判員一人一人に証拠書類を読んでもらうのは困難であり、説明をしていく必要があると思う。
- 裁判員が理解する資料等の提供を受ける必要がある。
- 検察庁で検討していると聞いている。
- 専門家でない人に理解してもらうにはどうしたらいいか、試行錯誤しているところだが、裁判員制度に備えて引き続き検討していくことになる。
- NHKで裁判員裁判のテレビドラマを放映したが、その中で、ビジュアルな説明をしていた。そういうことも分かりやすいと思う。
- 検察官が証拠の要旨の告知をするのは、十分な準備をして要点をつかんでおかないとできない。今日の事件は証拠の分量が少なかったので、説明がしやすかったし、うまく伝わったと思う。一つの証拠を要領よく説明するのは難しいが、工夫を凝らす余地がないか、改善意見等があれば拝聴したい。また、警察から送られてくる証拠はもっとたくさんあるが、証拠を出し過ぎると審理が錯綜するので、一番的確な証拠を選んで立証している。今後は、さらに厳選して分かりやすくしなければならぬと考えている。
- ◎ 法廷での音声については、法廷のスピーカーの向きを変えるなど、改善していく必要がある。
- NHKの裁判員裁判のテレビドラマを見たが、裁判員の中でも発言力のある人の考えに流れてしまうのではないか。
- プレゼンがうまい検察官だと、みんな有罪になってしまうなど、検察官や弁護人の説明でも、上手な人の方に流れてしまうのではないか。法曹三者は、新たなテクニックが必要になってくるのではないか。
- 被害額が大きかったら量刑は重くなるのか、何を基準にして量刑を判断するのか難しい。
- こういう事案の量刑はどのくらいだったかという蓄積があり、その資料は裁判官が用意して説明することにはなる。ただ、まったく同じ事案ということはありませんので、あくまで参考資料ということになるが。
- 裁判官との評議はどの場面で行うのか。
- ◎ 公判が終わった後である。
- 裁判員の法廷での並び方はどうなるのか。
- ◎ 法廷の大きさなどにより、いろいろ考えられている。
- 弁護人が何を言っているのか分からないのでは無罪判決を勝ち取ることができないので、弁護人としても、争点を絞り、説得力を持つ技術を習得しなければならないし、ビジュアルで分かりやすく説明する必要がある。また、縄や手錠のまま法廷に入るのをやめたり、被告人席を弁護人席の前に設ける必要など、弁護士会の内部でもいろいろ議論しているところである。

4 次回の予定等について

- 次回も引き続き、「裁判員制度の広報について」をテーマとし、国民が裁判員として参加し易くするための広報活動の在り方等について検討することとした。この点について、次のような意見が述べられた。

○ 現在、裁判員制度の広報はどのようにしているのか、また、現在計画している広報について、説明していただきたい。

▪ 次回開催期日を平成17年7月14日(木)午後1時30分からとすることです承された。

第5

閉会